

電子メールによる申請開始のお知らせ

令和6年10月1日から電子メールによる申請を開始いたします。

電子メールによる申請ができる届出書は、下記のとおりです。

- 防火・防災管理者選任（解任）届出書
- 消防計画作成（変更）届出書
- 自衛消防組織設置（変更）届出書
- 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
- 全体についての消防計画作成（変更）届出書

電子メールによる申請方法は、消防本部予防課にお問い合わせください。